参考事例

地方公共団体における公金債権回収 取り組み状況

団 体 名		(千葉県)	船橋市 債権管理課		
人	□*	610	0,469 人		

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

※平成23年12月1日現在

	•									
開始時期	平成20年	平成20年4月								
理由		-元化を図り回収することにより、回収におけるコスト・時間の効率化が 図られ、併せて徴収率の向上を図るため。								
内容		日力執行権を有する債権は有する債権で、自力執行権を有しない債権は有 しない債権で一元化し回収。								
	自力執行	自力執行権を有する債権 〇 自力執行権を有しない債権 〇								
対象債権	強制徴収 ①市税②国 子生活支援 防止条例に 【自力執行	詳細 【自力執行権を有する債権】 強制徴収公債権のうち一部 ①市税②国民健康保険料③介護保険料④保育料⑤下水道使用料⑥下水道受益者負担金⑦母 子生活支援入所費負担金⑧養育医療費負担金⑨療育医療費負担金⑩路上喫煙及びポイ捨て 防止条例による過料⑪道路占用料 【自力執行権を有しない債権】 非強制徴収公債権及び私債権の全て								
取扱い債権	件数	3, 256	件	回収債権	件数		_	件		
(H20~22年 度)	金額	1, 742, 196	千円	(H20~22年 度)	金額	597,	240	千円		
回収率				34. 28%						
経費				_						
個人情報の共有の範囲		権を有する債権・ 権を有しない債権			所有する	帯納者情報				
メリット	・ノウハ	公正な債権管理 ウの集約 績の向上								
課題・問題	・船橋市を蓄えて	治体は人事異動に では、債権回収を いる職員が多数を が、人事異動は根	を組織 主籍し	t化したことに、 ているので、	より、一.	人が異動して				

団 体 名	秦野市 (神奈川県) 秦野市 債権管理課	内容	複
人 口*	169,948 人	担い手	

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

							1		
開始時期	平成20年	² 成20年2月							
導入理由	公平性をため。	・平性を確保し将来への負担を少なくするために、効率的な債権管理行う・め。							
内容		賃権管理課を設置し、債権の管理等に関する条例を制定。所管部署の異な 5債権の個人情報一元化を図り、債権を効率的に管理する。							
	自力執行	う権を 有する 債権	0	自力報	い行権を 有	しない債権	0		
	詳細								
対象債権		移管を受けた上下水道料金以外の全債権(上下水道料金については、平成 24年度より民間に包括委託のため)							
取扱い債権	件数	<u> </u>		債権	件数		7 件		
(H22年度)	金額	— 千	円 (H22:	年度)	金額	4	, 005 千円		
回収率			_	_					
経費			_	_					
個人情報の 共有の範囲	税務情報 (滞納者情	等 情報の相互利用につ	いて、債権	権の管理	里等に関す	る条例に規定	定)		
メリット		者の状況が把握でき 権の無い債権につい							
課題・問題	があるこ	権の無い債権は裁判 とが確認されたとし 。(同時に差押えし	ても、自	力執行	権の有る値	責権と同時に			

参考事例

地方公共団体における公金債権回収 取り組み状況

団(本 名	(兵庫県)	明石市 債権管理課
人	□*	290), 804 人

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

開始時期	平成22年	4月							
導入目的	市税や各	種債権における滞納	め板本的	りな解消	o				
内容		般を一元化し回収。 管理に関する条例を	制定。						
	自力執行	自力執行権を有する債権 ○ 自力執行権を有しない債権 ○							
the letter	詳細								
対象債権	市債権全	般							
取扱い債権	件数	<u> </u>	ᆜ	2債権	件数		63	件	
4X3XV・1負1年	金額	— 千	円 ^{(H23} .	4~9月)	金額	21, 6	29	千円	
回収率									
経 費									
個人情報の 共有の範囲		が付与されている債権 が付与されていない債			納額、収納	状況、催告記録			
メリット		収に対する厳しい姿 務の集約化により、						l	
-m oz	・免除や	放棄の基準が各自治	体で異な	らる。					
課題・問題									
								_	

団体	名	(兵庫県)	芦屋市 債権管理課
人	□*	93	, 852 人

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

平成23年	平成23年4月								
とともに	7税及び公課の未収金を効率的・効果的に回収し、滞納額の縮減に努める ともに、納期限内の納付者との公平性を維持し、財政運営の基盤となる 成入を安定して確保するため。								
債権のう	税と、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる市の権のうち公課所管課から移管された高額困難滞納事案について、収納業の一元化を行う。								
自力執行	_{丁権を有する債権}	0	自力幇	い行権を 有	しない債権	_			
詳細									
	市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料								
件数 — 件 — 件数						— 件			
金額	— 千			金額		— 千円			
		_	_						
		_	_						
債権管理認	は、移管を受けた滞	納事案の滞	納者情報	報を公課所	管課と共有し	ている。			
• 債務総	・折衝窓口の一本化による債務者負担の軽減が図られる。 ・債務総額の把握が可能となる。 ・徴収事務の集約化により、徴収に係るコスト・時間の効率化が図られる。								
・・が・・ま・・治 税公か優私な各国法 門公る劣権。債債条 100000000000000000000000000000000000	が引き受けている現状 果の収納管理システム 後の関係で税外債権へ り場合は、権利放棄が をの整理・分類ができ 賃管理事務取扱規則で 項15で定められてい	では、本体が統一され、の充当が優か債の充者の時でいなし、は、これでは、これでは、これでは、自動を表し、これでは、自動を表し、これでは、本のは、自動を表し、本のは、本のは、本のは、本のは、本のは、本のは、本のは、本のは、本のは、本のは	本れ 困時 戚が 成が 成が 成が 成が はい なの 確ききじ なるとし	いと名寄t 合がある。 用が必要で 指針を出す が、自治	t作業等で大 であるため、 けべきである	変な手間 処理が進 。			
	市と歳 市債務	と歳 市債務 自 詳 税、 件 金 情 ・・・る・・・が・・ま・・治 を	市税及び公課の未収合の・効公の・対のをというでは、	市税とは課の未収金を納からの公平性をを対して、には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	市税及び公課の未収金を効率的・効果的に回収し、滞終とともに、納期限内の納付者との公平性を維持し、財政歳入を安定して確保するため。 市税と、国税又は地方税の滞納処分の例により処分する債権のうち公課所管課から移管された高額困難滞納事事務の一元化を行う。 自力執行権を有する債権 一 自力執行権を有する債権	市税及び公課の未収金を効率的・効果的に回収し、滞納額の縮減にとともに、納期限内の納付者との公平性を維持し、財政運営の基盤歳入を安定して確保するため。 市税と、国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができ債権のうち公課所管課から移管された高額困難滞納事案について、務の一元化を行う。 自力執行権を有する債権 「市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保護細 「市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保護組工・水道使用料 「中数 中 中 回収債権 「中数 中 中 金額 中 一 中 回収債権 「中数 中 中 金額 中 一 中 回収債権 「中数 中 中 日 日 日 中 日 日 日 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日			

団 体 名	(福岡県) 北九州市 税制課	
人 口*	974, 393 人	

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

開始時期	平成21年1	平成21年1月						
導入目的	市債権の回収を効率的に行い、歳入確保を図るため。							
内容	総務省自治税務局企画課長通知(総税企第55号H19.3.27)に基づいた強制徴収公債権							
	自力執行権を有する債権 〇 自力執行権を有しない債権 —					_		
対象債権	市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料							
 取扱い債権	移管当初件数	6, 358	件	回収債権		件数		— 件
4メ1火 いり見作	移管当初金額	763, 379	千円		1貝1街	金額		— 千円
回収率				_	_			
経費				_	_			
個人情報の 共有の範囲	対象債権の	の滞納者情報						
メリット	・市の徴収に対する厳しい姿勢を示すことができ、回収率の向上につながる。 ・折衝窓口の一本化による債務者負担の軽減が図られる。							
課題・問題	・優先劣行	後の関係で税以タ	小へ の)充当が	困難な	場合がある	5 .	

団(本 名	(福岡県)	嘉麻市 収納対策室
人	□*	43	, 566 人

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

※平成23年6月末現在

開始時期	平成22年	12月							
導入目的	市債権す	ī債権すべての滞納繰越金の解消と徴収率の向上を図るため							
内容	している:	日力執行権を有しない債権の滞納者の内、自力執行権を有する債務も滞納 している場合は、市が保有する当該滞納者の情報を利用することができ る。(私債権管理条例制定)							
	自力執行	テ権を 有する 債権	0	自力執	l行権を 有	しない債権	0		
対象債権	詳細 市が保有・	するすべての債権							
取扱い債権	件数		牛	又債権	件数		— 件		
7Ⅹ7ⅩⅤ, 6/1年	金額	一千		门民11往	金額		— 千円		
回収率				_					
経 費			_	_					
個人情報の 共有の範囲	全て								
メリット	今まで塩	の集約化により、徴収 漬けとなっていた債権 も図られる。					ようにな		
課題・問題	管理条例はまえた上	報の相互利用についの制定に至った。そ の制定に至った。そ で、滞納整理におけ 必要である。	5定的な意	見もあ	るが、地フ	方自治体の 実	態もふ		

地方公共	共団体名	(三重県)	名張市 債権管理室	内
人	\square_*	82	担(

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

※平成24年11月1日現在

	T								
開始時期	平成22年	3月1日							
導入目的	進するため の公平性と	財政早期健全化計画において具体的な取組みとして掲げる「収納強化対策」を着実に推進するため、徴収業務を強化することにより、更なる収納率の向上を目指し、納付者負担の公平性と財源を確保すること。また、この取組みにより、市財政の運営と市政に対する市民の信頼の維持に貢献するため。							
内容	各債権担当所管室職員の回収意欲の継続と徴収スキルを向上させるため、債権管理室への事案の完全移管は行なわず、「協同管理債権」化を図っている。 * 現在行なっている一元管理業務 - 競売、破産等による交付要求関連業務 - 支払督促、訴えの提起、和解、相続財産管理人選任の申立など民事手続 … 議会報告まで(指定専決処分化してから30件) - 債権放棄に関すること(調査、審査、放棄事務、議会報告) - 回収困難事案における債務者調査及び回収事務 - 債権管理に関する研修、所管室担当職員の定期学習会の開催								
	自力執	行権を 有する 債権		0	自力報	执行権を 有	しない債権	0	
対象債権	詳細 住宅新築資金等貸付金、福祉資金貸付金、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、 市営住宅使用料、農業集落排水処理施設使用料、水道料、下水道受益者負担金、下水道使 用料、市税及び国保税の捜索協力と公売から換価まで								
取扱債権	移管当初件数	782	件	回収	債権	件数		<u> </u>	
(H23年度)	移管当初金額	347, 038	千円	(H234	年度)	金額	24,	116 千	
回収率				6. 9	95%				
経費		平成24年度予算額(化	債権管	理費)	1,812千円	円 … 人件費	貴を除く		
個人情報の共 有の範囲	対象債権の滞納者情報(私債権の所得情報は、閲覧同意書の取得による。)、国税徴収法 又は地方税法の例による債権(公租公課)のみ共有。								
メリット	・全面移管でないため、所管室の回収意欲が低下しないこと ・債権管理室のスキルが事務の協同により自然と身につき、管理に関する意識が 改革されること ・所管室の業務知識が債務者への説明時に有効に働くこと ・市の債権だけで多重債務になっている滞納者の納付相談に対応でき、納付計画 が立てやすいこと ・所管室で行なっていた滞納者対策にかかる事務負担が軽減され、他の業務に時 間が割けるようになったこと など								
課題・問題	なるため、 ・ 人事異動 事案管理に いこと	度な回収事案になる。 これを目的とした協 動で所管室の徴収能: 一層の注視が必要と 療費の適正な債権管3	間管理力が低 なる。	埋化で負担で負担です。 でするこ	担を当室 と … 匠	に背負わせ 回収意欲を値	ること &下させないよ	う所管の	

団(本名	広島県	呉市 収納課
人	□*	240,	.563 人

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

※平成25年1月末現在

88 4 / n+ #n		—————————————————————————————————————							
開始時期	平队 1 /	平成17年4月							
設立理由		市として滞納対策に強い姿勢を示し、市税及び公課の効率的、効果的な回 収を行い、滞納額の縮減、収納率の向上を図るため。							
業務内容	ことので	・市税及び公課で国税徴収法又は地方税法の滞納処分の例により処分する ことのできる債権のうち所管課から高額困難案件として移管を受けた事案 の徴収業務。 ・所管課に対する徴収指導、助言。							
	自力執行	う権を 有する 債権	Ē	0	自力執	l行権を 有	しない債権		_
) 対象債権	詳細	詳細							
	市税,国民健康保険料,介護保険料,保育料								
取扱い債権	件数	617	件	回収	債権	件数			件
(平成23年度)	金額	594, 827	千円	(平成2	3年度)	金額	229,	146	千円
回収率				38.	52%				
個人情報の 共有の範囲	税務情報	及び所管課の対象	食者情	幸					
メリット	・滞納案件を一元的に取り扱うことによる効率的、効果的な処理が可能。 ・専門知識の習得がしやすく徴収技術の向上が図りやすい。 ・取組姿勢を示すことにより市民へのアピール、滞納者へのプレッシャー になる。								
課題・問題		が任せきりになり のため専門職員 <i>0</i>				収技術の[ー 句上が図れな	い。	

【事 参考事例

地方公共団体における公金債権回収 取り組み状況

団(本名	愛媛県	八幡浜市 税務課債権管理室		
人	□*	3	38,370 人		

内容	複数債権一元化
担い手	公務員

※平成25年10月1日現在

	1									
開始時期	平成 2 4 年 4 月									
設立理由		近年増加傾向にある税外債権の滞納累積額を圧縮し、歳入と市民の負担の 公平性を確保する。								
業務内容	段を用い	・債権担当課から悪質な案件の移管を受け、支払督促の申立て等の法的手 役を用いて回収に当たる。 ・債権管理条例の制定のほか、債権管理マニュアルの作成など、債権管理								
			、債権担				<u> </u>	F/%'6C ()		
	自力執行	^{亍権を有}	する債権		×	自力執	l行権を 有	しない債権	0	
対象債権		年度は、	ない債権 市営住宅		料・病	院診察	料・住宅額	新築資金等貸	付金の	
取扱い債権 (平成24年6月	件数		18	件	回収	債権	件数		一 件	
移管分)	金額		20, 611 -	千円	(25年2月	末時点)	金額	1,	620 千円	
回収率				-	7.	9%				
個人情報の 共有の範囲	滞納者のに必要なな	同意が得 情報を共	られたも	のにする。	ついて この同	は、市意は、	の保有する	有している。 る債権の管理 を交わす際の	見のため Dほか、	
メリット	移管後の	法的手段		<.	移管前	に行う	「移管予領	できる。 告催告」によ こ結び付いた		
課題・問題	・すでに ・債務者 などの問 その他、	時効が完 が高齢化 題がある 調査権が	付金は契 成 成 行 方 大 件 も な い た る に た る に た る に た る た り し た う た り た り た り た り た り た り た り る ら る ら る ら ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら	る(明、 く、 湯	援用は あるい 対応が	されて は死亡 困難と	いない) している なってい	る。 場合、財産、	職業等	

団 体 名		(茨城県)	茨城租税債権 管理機構
人口] *	2, 9	57, 267 人

内容	共同処理		
担い手	公務員(一部事務組合)		

開始時期	平成13年	平成13年4月								
設立理由		市町村税と個人県民税の収入未済額の縮減を図るため、県が支援し県内全 市町村を構成団体とした徴収業務を専門とする一部事務組合を設立。								
業務内容	財産調査	財産調査、財産の差押、差押財産の公売 など								
	自力執行	行権を 有する 債権	0	自力幇	九行権を 有	しない債権	_			
対象債権	詳細			1						
	市税全般	市税全般、県民税								
取扱い債権	件数	1,270 伴	‡ 回収	債権	件数		— 件			
(H21年度)	金額	2, 664, 411 千	円 (H21	年度)	金額	955,	289 千円			
回収率			35	. 9%						
委託費			_	_						
個人情報の 共有の範囲	税務情報									
メリット	・公売事務の集約化 ・地縁的なしがらみのない機構を利用することによる差押え等への心理負 担軽減									
課題・問題	・機構設 が全国的	立時は発展的解散を に低い	音標とし	ていた	が、まだる	まだ市町村の	徴収率			

団(本 名	(京都府)	京都府住宅新築資金 等貸付事業管理組合
人	□*		982,623人 i町の推計人口合計)

内容	共同処理
担い手	公務員(一部事務組合)

	•									ı
設立時期	平成11年10月									
設立理由	組合構成市町が設けた条例に基づき貸付を行った住宅新築資金、宅地取得 資金及び住宅改修資金(以下「住宅新築資金等」という。)の公正で適正 かつ効率的な償還を進めるため、住宅新築資金等に係る債権管理及び地方 債の償還に関する事務を共同処理するため									
業務内容	住宅新築	住宅新築資金等に係る債権管理及び地方債の償還								
	自力執行	行権を 有	する債権		_	自力幇	l行権を 有	しない債	権	0
対象債権	住宅新築資金等貸付契約書(金銭消費貸借契約)に基づく貸付資金 ※平成22年度末債権現在高1,734件、3,652,776千円 ※住宅新築資金、宅地取得資金については、建物・土地には原則抵当権設 定								当権設	
 取扱い債権	件数			件	回加	債権	件数			— 件
(H20~22年度)	金額 (調定額)	9,	668, 038 1	-円	(400 -	22年度)	金額 (収納額)	1, 1	163,	536 千円
回収率					12	. 0%				
経 費	60,	541千円	(平成224	年度	を一般会	計歳出	「総務管理	里費」決算	額)
個人情報の 共有の範囲	構成市町	毎に管理	し、組合の	と名	市町間	で共有				
メリット	 ・行財政効果(人件費の減少、電算処理による事務の効率化、償還推進助成額の増加) ・統一的な催告事務が可能 ・市町間を越えた調査が可能 ・金融機関OBの採用による専門知識・専門集団の活用 ・顧問弁護士と日常的な相談体制の確立 ・法的措置等による回収 									
課題・問題	・借受人等 ・生活困窮 ・借受人等 ・法的調査	が死亡の場 により特別 が他県転り 権がないが 明等)の耳	場合、相続人 削償還額の少 出の場合、討 cめ、本人同	への 額付 割まり	・法的措置等による回収 等 ・借受人等の生活困窮・高齢化、行方不明・死亡の増加による滞納の増加 ・借受人等が死亡の場合、相続人への催告事務の増加 ・生活困窮により特別償還額の少額化 ・借受人等が他県転出の場合、訪問催告、支払督促等に経費・時間を要する問題 ・法的調査権がないため、本人同意なしで公的証明書(所得証明、不動産評価証明、生活 呆護受給証明等)の取得困難、差押の際の財産確認(銀行口座等確認、他行政機関との連					

団 体 名	奈良県住宅新築 (奈良県) 資金等貸付金回収 管理組合
人 口*	1,117,850人 (構成20市町村の推計人口合計)

内容	共同処理
担い手	公務員(一部事務組合)

設立時期	平成17年1月								
設立理由	組合構成市町村が設けた条例に基づき貸付を行った住宅新築資金、宅地取 得資金及び住宅改修資金(以下「住宅新築資金等」という。)の公正で適 正な償還を進め、専門知識を要する滞納対策に特化し、長期にわたる業務 を効率的に行うため。								
業務内容	住宅新築	住宅新築資金等に係る債権管理							
	自力執行権を有する債権 一 自力執行権を有しない債権 〇								
対象債権	※平成22	住宅新築資金等貸付契約書(金銭消費貸借契約)に基づく貸付資金 ※平成22年度末債権現在高6,361,617千円 ※住宅新築資金、宅地取得資金については、建物・土地には原則抵当権設							
取扱い債権	件数	1, 924 👍	# 回収	債権	件数		866 件		
(H22年度) 〈滞納分のみ〉	金額 (調定額)	4, 066, 987 T	/ L l00	年度)	金額 (収納額)	128,	, 690 千円		
償還率			3.	2%					
—————————————————————————————————————			_	_					
個人情報の 共有の範囲	氏名、住	所、償還額(個人)	、滞納額	· ·等					
メリット	・組合で一元的に管理することにより、回収業務に専念でき、専門的な対応も可能となる。 ・県との意思疎通が図られやすい。								
課題・問題	• 債務者	ら年数が経過しすき の高齢化、低所得化 伴う資産調査や債務	に伴い、	滞納が	長期化して	ている。	であ		

地方公共団体における公金債権回収 取り組み状況

団 体 名	香川県税務課	内容	徴収支援
人 口*	988, 331 人	担い手	公務員

※平成24年4月1日現在推計

開始時期	平成20年	10月								
設立理由	合計は、 おり、ま め、平成	度決算の税 約7億5,500 た、各債権 20年度から 括的に管理	万円に の所管 、県税	のぼ 課の の回	り、平 管理体 収に関	成14年 制や関 して専	度と比較 与の仕方に 門的知識?	して約439 こ差異があ を有する科	6増加し 5ったた 免務課か	ノて こ ぶ未
業務内容	督促予告	の引継基準 通知を発付 っている。 いる。	、納付	の意	思を示	さない	債務者に対	対しては、	支払帽	促
		^{う権を有す}	る債権		0	自力執	l行権を 有	しない債	権	0
対象債権	詳細									
	県が有す	る税以外の	全ての	債権	İ					
取扱い債権 (H23年度末現	件数		637	件		債権 度末現	件数	_		件
在)(累積)	金額	473	, 448 <i>-</i>	千円	在)(金額	16	57, 660	千円
回収率					-	_				
個人情報の 共有の範囲	各債権所	管課(所)	と情報	を共	有					
メリット	ルールと い、全庁 ・滞納整 る。	を含めた県 なる指針等 的な債権で 理のノウハ 当が債権所 。	の策定 理の適 ウを活	、徴 正化 かし	収事務 が進ん た、効	担当者 だ。 率的な	への実務で	研修の実施を図ること	Tなどを こができ	行
課題・問題	ちなので ることが ・必ずし	で引受ける 、滞納者と 必要である も税徴収経 いかに維持	の交渉 。 験者が	内容 人事	や納付異動で	の状況補充さ	などについ	ハて、情報	最を共有	す

地方公共	共団体名	(三重県)	名張市
人	□*	82,	243 人

内容	徴収支援
担い手	公務員(弁護士)

※平成24年11月1日現在

	T									
開始時期	平成21年4	4月1日								
理由		政策法務担当や訴訟事象の企画、立案、並びに適時に職員からの業務相談 等に対応するため								
債権回収業務 における 主な業務内容	法律相談	法律相談、民事手続きにおける指定代理人								
	自力執行	^{亍権を有す}	^ト る債権		0	自力執	i行権を 有	しない債権	(0
业务/丰华	詳細									
対象債権	険料、保		営住宅使用	用料	、農業			後期高齢者 设使用料、水		
法的手続 着手債権	件数		11	件		た債権	件数		8	件
(H23年度) ※1	金額	3	0, 077 1	一円	(H23年月 H24年12 ※		金額	1,	637	千円
注記 ※1 法的手続・・・訴訟、支払督促、調停、即決和解等 ※2 回収した債権・・・完納または一部納付により実際に回収したもの										
・適時に法律相談に応じてもらえること メリット ・困難事案回収推進の後ろ盾としての存在にあること										
課題・問題	交付され		全庁的					里部門の業務 るだけの業務		

地方公	共団体名	(京都府)	京都府 家庭支援課			
人	□*		2, 625, 563人			

内容	民間委託
担い手	弁護士

※平成24年4月1日現在

	1						
開始時期	平成21年	度					
委託理由	1 公平性の担保 ・法的措置実施の可否に対する判断等 ・生活困難な滞納者に対する生活再建・自立支援の促進 2 効率的な債権回収、整理 ・弁護士に委任することで効率的な債権回収・整理が可能 3 弁護士の資格 ・弁護士会による滞納者の住所・所得(資力)等の調査が可能 ・高額案件の債権整理の資格を有するのは弁護士に限定されること						
委託内容	京都府母子寡婦福祉資金貸付金の債権整理・回収業務の委任 (催告状の送付、滞納者との納付相談)						
	自力執行	亍権を 有する 債権	_	自力幇	เ行権を 有	しない債権	0
対象債権	詳細 母子寡婦福祉資金貸付金償還金						
取扱い債権	件数	45名 126 何	牛 回収	は債権	件数	25名	85 件
(H23年度)	金額	48, 483 T	·円 (H23	(月23年 年)		4, 3	324 千円
回収率				9%			
委託費 (H23年度)			2, 81	9千円			
個人情報の 共有の範囲		貸付か	ら償還指	導に係る	走一八八十二		
メリット	・高額な債権回収業務が可能 ・法的措置を前提とした「弁護士名の催告」により、今まで行政からの催 告に対し全く反応が無かった者から反応があるなどの成果が期待できる。						
課題・問題	※弁護・結果的 ・母子寡	受任できる弁護士に 士会として受任でき に財産がない場合に 婦福祉資金の貸付制 証人不要など)があ	きないか組 は、返済さ 別度に限 界	継続協議 れない ▼(低所	中 ため委任 得者へのĵ	効果が薄くな 資付、財産調	

地方公共団体名	(北海道)	寿都町
人 口*	3, 35	54 人

内容	民間委託
担い手	弁護士

※平成24年9月30日現在

	ı								1
開始時期	平成19年4月								
委託理由	収入金は	税の滞納整理(預・貯金及び債権等)は年、数件程度行っていたが、税外 収入金は個別の所管で徴収するため、中々、滞納未済額の解消に結び付い ていなかったことから新たに弁護士への委託を実施							
委託内容	札幌弁護士会所属の弁護士(2名) 年2回の徴収対策本部会議に招き、徴収担当者の法律相談、弁護士名での催 告書を送付して、滞納者の呼出しと面談(納付計画)などを実施								
	自力執行	亍権を 有する 債権	(0	自力執	เ行権を 有	しない債権	(О
対象債権		、介護保険料、下2 付料、住宅使用料、						、給	食
取扱い債権 (H20、21年	件数	189	4	回収 (H20、		件数		22	件
度)	金額	16, 996 - T		度		金額	5,	981	千円
回収率	35. 2% (H2	O、H21の累計)							
委託費 (H20、21年 度)	884千円								
個人情報の 共有の範囲	滞納者の [・]	住所、氏名、生年月	目し、	滞納	金額				
メリット		催告書から代理弁記 心理的な効果が期待			告書の	発送と弁詞	隻士による面	i談で	
課題・問題	合は民事	に「支払督促」を根 訴訟法第395条の規 起があったとみなる ていない。専決規策	定に	より、 るため	地方自 、議会(治法第96	条第12項に	規定	する

団 体 名	(東京都) 練馬区 区民部収納課	P
人 口*	707, 903 人	1.

内容	民間委託、徴収支援
担い手	弁護士・一般会社、公務員

※平成24年1月1日現在。

開始時期		一般会社への委託 平成19年7月 練馬区の債権管理に関する業務協力協定 平成18年12月					
委託理由	滞納者へため。	滞納者への早期接触を図り、回収の長期化を防止し、滞納額の圧縮を図るため。					
委託等内容	【一般会社	【弁護士】弁護士名による催告、訴訟提起業務 【一般会社】自主納付の呼びかけ、電話催告 【徴収支援】税金と保育料について、収納課職員が兼務発令を受けて対応。					
		行権を 有する 債権	0	自力幇	い行権を 有	しない債権	0
対象債権	詳細 【弁護士】応急小口資金貸付金、女性福祉資金貸付金、老朽家屋解体・除去費、区営住宅明渡・使用料、生活保護費返還金等 【一般会社】特別区民税、都民税(現年)、軽自動車税(現年・滞納繰越) 【徴収支援】保育料						枓、生活保護
委託債権	件数	弁護士 187 一般会社 約96,000 4 徴収支援 42	# 6.07	唐坛	件数	弁護士 一般会社 約 徴収支援	115 约3,000 件 30
安武俱惟	金額	弁護士 83,561 一般会社 6,000,000 千 徴収支援 30,428		─ 回収債権 引			34, 424 93, 849 千円 8, 712
回収率		弁護士41.2%	一般会	社— 1	数収支援2	8. 63%	
経 費	弁護士1	1,215千円 一般会	社5, 140千	円 徴	収支援0千	円※職員人	牛費のみ
個人情報の 共有の範囲			_	_			
メリット	【弁護士】法的専門知識、アナウンス効果 【一般会社】納付意識の向上 【徴収支援】徴収ノウハウを持つ職員が対応できる						
課題・問題	【弁護士】困難案件のみでは徴収率向上は困難。 【一般会社】案内業務に留まる。						
備考		収欄または回収債権 3月31日までの推言 使用。					

団 体 名	(東京都) 江戸川区 総務部納税課	
人 口*	680, 224 人	

内容	民間委託
担い手	弁護士事務所

	I								
開始時期	平成19年	6月							
委託理由	回収困難となっていた未収債権の回収を、専門知識の豊富な弁護士に委託 し、回収率の向上を図るため。								
委託内容	弁護士名での催告、納付相談、訴訟の提起 ※訴訟の提起も含んだ報酬体系								
	自力執行	_{丁権を有する債権}		-	自力執	l行権を 有	しない債権	0)
│ │ 対象債権	詳細		'						
7] 分 [宋] 庄	生活一時資金貸付金等								
委託債権	件数	2, 492		回収		件数		434	件
(H19. 6~H23. 12)	金額	767, 567 1		119.6~	·H23. 12) }のみ	金額	148,	933 -	千円
回収率			•	19.	4%				
経 費		92,	927千F	円 (ト	119 ~ 22	年度)			
個人情報の 共有の範囲	滞納者の	住所、氏名、生年	月日、	滞納	金額				
メリット	弁護士名での催告書が届くことにより、今まで対応できなかった滞納者に 対して一定の解決が図られる。(支払完了、訴訟、債権放棄等)								
課題・問題		債務名義を取得した の情報の一元化が ⁻			最後の	強制執行的	本制が盤石で	はない	۸,

団(本名	(愛知県)	愛知県 県営住宅管理室		
人	□*	7, 415, 267 人			

内容	民間委託
担い手	弁護士事務所

開始時期	平成22年12月							
委託理由	債権回収は重点課題となっており、法的知識の豊富な弁護士の債権回収の ノウハウを活用し、滞納家賃債権の縮減を図る。また平等性の確保も図 る。							
委託内容	居所調査	居所調査、請求書の送付及び未納家賃の回収、分割納付相談						
		行権を 有する 債権	_	自力報	い行権を 有	しない債権	C)
対象債権	退去者に	かかる滞納家賃等	(県営住宅	家賃及	び駐車場値	吏用料)		
				/= \ /-	件数		277	件
取扱い債権 (H22.7~H23.3)			(H22	.債権 2.12~ 3)	回収月数		486	月
		2,826 4		H23. 3)		5,	426	千円
Bottliv/主长	(人数)	2, 020 P				1,	039	件
取扱い債権 │ (H23.4~ H23.12)				.債権 3.4~ ¹²⁾	回収月数	1,	607	月
1120. 127			1120.	12)	金額	12,	041	千円
回収率			-	_				
経費	483千円	(H22)、1,072千円	H 23)					
個人情報の 共有の範囲		主所、氏名、生年月日 ・相続人は対象外	、滞納月	数、滞紗	金額			
メリット	困難であった退去者に係る未納家賃等の回収が実現し、さらに入退去者間の不公正を是正することができる。 また、既存入居者と退去者に係る未納家賃等の回収業務を分離することで 指定管理者の負担を軽減し、正常入居者へのサービスの向上を図ることができ る。							
課題・問題	分割納付 必要であ	が多く債務者との信 る。	頼関係を	構築す	るために゠		契約	が

団 体 名		(愛知県)	愛知県 病院事業庁経営課		
人	□*	7,	415, 267 人		

内容	民間委託
担い手	弁護士事務所

BB / / - + #8	_ :: 0.0 /-:								
開始時期	平成22年7月								
委託理由	専門家のノウハウを活用し、医業未収金の回収率の向上を図るため。								
委託内容	弁護士名での支払案内書送付(請求行為は行わない)、分納相談(債務者が 県と弁護士に2重に相談しなくても済むよう弁護士にて完結) ※法的措置は契約対象外								
	自力執行	_{亍権を有する債権}			自力執	に に 行権を 有	しない債権		
	詳細								
対象債権	医業未収金								
取扱い債権	件数	80 1	牛	回収	倩権	件数		33	件
(H22. 7~H23. 3)	金額	25, 258 T	円	(H22. 7~		金額	72		千円
		(参 考)	回収着	手債権	件数		33	件
				(回収債権	重を含む)	金額	5	, 981	千円
回収率				2.	9%				
経費				非么	〉開				
個人情報の 共有の範囲									
メリット	未収金の発生防止に力点をおいた対策をとることができる。 債務者の生計全体を踏まえた返済計画への助言が行える。 労力面・精神面での職員の負担が軽減できる。								
課題・問題		約では成果を出しに 必須である。	- <	く、ま	た債務	者の不安・	も招くため、	継続	的

団 体 名	(三重県) 三重県 病院事業庁	内容	民
人 口*	1,848,591 人	担い手	弁護:

間委託 士事務所

開始時期		平成19年7月 (当初契約はH23.3.31まで。H23.4.1以降は別の弁護士事務所へ委託)							
委託理由		三重県立病院において回収不能となった医業未収金の管理及び回収を円滑 かつ効率的に図るため							
委託内容		文書発送・受領、受電、来訪対応、報告 ※H23.4以降の契約から、現地調査・臨戸徴収、法的手続きを追加。							
	自力執行	· 行権を 有する 債権		自力執	行権を 有	しない債権	0		
计名信告	詳細								
対象債権	医業未収金								
取扱い債権	件数	558 4	# 回収	債権	件数		81 件		
(H19~22年度)	金額	103, 600 T	(1110 00/左座)		金額	7	, 563 千円		
回収率			7.	3%					
経 費			成功	報酬					
個人情報の 共有の範囲	滞納者及 診療科	 滞納者及び連帯保証人の住所、氏名、生年月日、滞納金額、受診日、受診 診療科							
メリット	病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けること で、未収金の発生自体を抑制することが出来ている。								
課題・問題	機動的な	における課題は、県 対応を委託内容に盛 託先が回収不能と# いる。	対込めな	かった	ことである	5 。			

団 体 名	(A県) A県立病院	内容	民間委託
人 口*		担い手	弁護士法人

開始時期	平成21年	平成21年9月						
委託理由		民間事業者の債権回収のノウハウを活用し、医療費等未収金残高の縮減を 図り、負担の公平性を確保するため。						
委託内容		弁護士名の支払案内書送付、納付相談、回収。 ※法的措置は契約対象外						
	自力執行	行権を 有する 債権	_	自力幇	い行権を 有	しない債権	0	
対象債権	詳細 医療費等	未収金						
取扱い債権	件数	809 <i>t</i>	# 同収	債権	件数		415 件	
(H21.9∼H23.3)	金額	87, 581 千	/1101 0	~H23. 3)	金額	7	, 836 千円	
回収率			8.	9%				
経費		2, 469千	円(収納	金額×3	80%+税)			
個人情報の 共有の範囲	滞納者の	住所、氏名、生年月	日、滞納	金額内	訳			
メリット	職員が未	職員が未収金発生防止や発生直後の回収に専念できる。						
課題・問題		性として、高度専門 で債権回収をしなけ						

団(本名	(群馬県)	伊勢崎市 住宅課			
人	□*	211, 124 人				

内容	民間委託
担い手	サービサー

開始時期	平成20年	平成20年5月								
委託理由		民間事業者のノウハウを活用することにより悪質な滞納者に対する徴収の 強化と入居者間の公平性の維持を図る。また、徴収事務の効率化を図る。								
委託内容	兼業業務	兼業業務(居所調査、納付案内(本人面談なし)、集金代行)								
	自力執行	亍権を 有する 債権		_	自力執	l行権を 有	しない債権	,	0	
公会	詳細									
対象債権	滞納家賃									
委託債権	件数	81	件	回収		件数		7	件	
(H22年度)	金額	20, 094 🗦	f円	(H224	年度)	金額		404	千円	
回収率				2.	0%					
経費		167千日	円 ([回収額	× 40% +	-消費税)				
個人情報の 共有の範囲	滞納者の	住所、氏名、生年	月日、	、滞納	金額					
メリット	所在不明	所在不明者への対応ノウハウ、コスト削減								
課題・問題	・特に悪	質な滞納者を委託	してい	いるた	め徴収	率が低い。				

団(体 名	柏市 収納課	内	
人	□*	405	,704 人	担

内容	民間委託
担い手	サービサー

	ı								
開始時期	平成19年8月								
委託理由	平成17年4月1日付「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意 事項について」の通知を受け、市役所内に「柏市納税促進センター」を設置。民 間ノウハウを活用し、滞納の未然防止と市税収入を確保するため。								
委託内容	現年度分	現年度分(必要に応じ過年度分)の滞納者に対する支払案内業務							
	自力執行	^{亍権を有する債権}	0	自力執	丸行権を 有	しない債権	-	_	
対象債権		詳細 固定資産税、都市計画税、市県民税、軽自動車税 (現年度分のみ。H23年度から必要に応じ過年度分も対象。)							
取扱い債権	件数	24, 619	件 叵	収債権	件数	4	, 056	件	
(H22年度)	金額	— -	f円 (H	22年度)	金額	166	, 231	千円	
回収率				_					
経費		8, 881	千円(122年8月~	~翌3月)				
個人情報の 共有の範囲	滞納リスト	`							
メリット	現年分を委託することにより、早期に対応でき、新規滞納の抑止と長期化の防止に繋がる。 (職員は滞納繰越分への対応が中心となり、現年分への早期着手が困難な状態であった)								
課題・問題	・架電・ [*] きない。	催告の実施によるヨ	現年収 約	率の向上	に対する時	明確な効果が	が把握	配で	

参考事例

地方公共団体における公金債権回収 取り組み状況

団 体 名	(神奈川県) 神奈川県 住宅営繕事務所	内容
人 口※	9, 058, 420 人	担い手

内容	民間委託
担い手	サービサー 弁護士

開始時期	平成21年	平成21年4月						
委託理由	滞納家賃	年々増加を続けていた県営住宅家賃における収入未済額に対応するため、 滞納家賃の滞納整理業務について、現入居者分をサービサー、退去者分を 弁護士に委託						
委託内容	滞納 【弁護士】	【サービサー】 滞納家賃(現入居者分)の支払案内 【弁護士】 滞納家賃(退去者分)の請求行為						
	自力執行	う権を 有する 債権	_	自力執	れ行権を 有	しない債権	0	
计色连接	詳細		1					
対象債権	滞納家賃							
 取扱い債権	件数	<u> </u>	# 回収	債権	件数		— 件	
(H23年度)	金額	1, 559, 000 T		(H23年度)			— 千円	
回収率			_	_				
委託費 (H23年度)		【サービサー】	43, 640千	円	【弁護士】	非開示		
個人情報の 共有の範囲			_					
メリット	・滞納者の支払がサービサーによる支払案内に起因するのか確認できないため、効果の検証は難しいが、サービサーによる支払案内を実施した結果、現年度分の収入未済金は削減傾向となった。 ・サービサーは初・中期滞納者への支払案内等を集中的に行い、県職員は長期滞納者への法的措置等を実施し、両者が連携して滞納整理業務を遂行できる。							
課題・問題		【サービサー】 労働者派遣から業務委託への切り替え						

団(本名	(神奈川県)	小田原市 病院管理局医事課
人	\square_{*}	19	7,853 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

	1								
開始時期	平成22年	3月							
委託理由	かかる業	医業未収金の縮減に向け、様々な対策を講じてきた。しかし未収金対策に かかる業務は増加傾向であるので、これに対応するため、債権回収のノウ ハウを有する民間事業者に委託し、事務の効率化と徴収率の向上を図る。							
委託内容	兼業業務	兼業業務(文書送付(本人面談なし)、電話案内、集金代行)							
	自力執行	行権を 有する 債	権		自力執	l行権を 有	しない債権		0
→ <i>各</i> /丰 /左	詳細								
対象債権	医業未収	金(過年度分)							
取扱い債権	件数	703	件	回収	債権	件数		130	件
(H22. 3~H23. 3)	金額	27, 447	千円	(H22. 3∼	·H23. 3)	金額	1,	731	千円
回収率				6. 3	3%				
経 費		546	千円	(回収額	× 30% +	-消費税)			
個人情報の 共有の範囲	住所、氏	名、性別、金額	i、入院	完の状況:	等 ※·	保証人・	相続人は対象	外	
メリット	今まで無	反応であった未	:納者か	ゝらの納	付				
課題・問題		サーでも可能な ていたほどの効				<u>გ</u>			

団体	名	厚木市立病院 ^(神奈川県) 病院事業局医事課
人	□*	225, 345 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

開始時期	平成20年	平成20年12月							
委託理由	医業未収金の縮減に向け、支払督促・少額訴訟などの法的措置を含め、 様々な対策を講じてきた。しかし、未収金対策にかかる業務は増加傾向で あるので、これに対応するため、債権回収のノウハウを有する民間事業者 に委託し、事務の効率化と徴収率の向上を図る。								
委託内容	医業未収金	医業未収金(現年度分・過年度分)の支払案内業務(電話、催告書)							
	自力執行	行権を 有する 債権		_	自力執	l行権を 有	しない債権	(O
対象債権	詳細 医業未収金(現年度分・過年度分)								
取扱い債権	件数	60	件	回収	債権	件数		10	件
(H22年度)	金額	3, 000	千円	(H22	年度)	金額		10	千円
回収率			•	0.	3%				
経 費		4. 2千円		収額×	手数料	+消費税)		
個人情報の 共有の範囲	滞納者の住所、氏名、生年月日、滞納金額								
メリット	職員では対応できなかった滞納者に対しての最後の対応								
課題・問題	い行為は	サーが扱える業務 できない) 権の事後管理で事			求行為	と見なされ	れる行為、そ	れに	近

地方公共団体名		(北海道)	北海道 子ども未来推進局
人	□*	2, 96	4,827 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

※平成23年8月1日現在

(政令・中核市除く)

開始時期	平成23	年10月							
委託理由	発生して 有する事	母子寡婦福祉資金貸付金の償還金について長期間にわたる滞納債務が多数 発生しているため、従来の償還活動に加え、債権回収業務に専門的技能を 有する事業者を活用することにより円滑な償還を促し、貸付原資の安定的 確保を通じた適正な貸付金事業の運営を進める。							
委託内容	償還金の	文書等による滞納債務額の通知、自主納付の勧奨 償還金の収納、保管及び北海道への納入 滞納者の所在確認の調査							
	自力執行	行権を 有する 債権	_	自力執	い行権を 有	しない債権	(C	
対象債権	詳細 長期間 (詳細 長期間(10年間)にわたり、ほぼ償還のない滞納債務							
取扱い債権	件数	982 1		債権	件数		177	件	
(H23年度)	金額	180, 925 - T	·円 (H23:	年度)	金額	3, (656	千円	
回収率			2	%					
委託費 (H23年度)		1, 535 千	円(回収億	責権の4	0%(税別))			
個人情報の 共有の範囲	住所・氏名	・生年月日・自宅電話	番号・勤務な	先(住所	・名称・電話	括番号)・滞納:	金額の)内訳	
メリット	効率的回収が促進される。								
課題・問題	債務者(3 感がある。	主に連帯保証人)によ	こっては、タ	外部委託	への理解が	が得られず、弦	鱼い担	€抗	

地方公共	∶団体名	(奈良県)	奈良県 教育委員会 学校支援課
人	□*	1, 39	91,040 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

※平成24年4月1日現在

	T							
開始時期	平成23:	年12月						
委託理由	民間企業のノウハウを生かし、滞納者に対する徴収強化と効率化を図 る。							
委託内容	滞納者	滞納者への催告文書の発送と電話での催告。						
	自力執行	九行権を 有	しない債権	(C			
対象債権	詳細 奨学金貸付金(特定金銭債権)							
取扱い債権 (H23.12~	件数	141 (債権	件数		23	件
24. 3)	金額	47, 777 - T	·円 (H年	度)	金額	2,	075	千円
回収率			4.	3%				
委託費	成功報酬	型						
個人情報の 共有の範囲	滞納者	の住所、氏名、性別	刂、生年月	日、契	約内容、汽	带納金額		
メリット	債権回収会社名での連絡により、今まで無反応であった未納者からの納付。							
課題・問題	委託期 が見込め	間が年度単位になっ る。	っているが	、継続	的に対応っ	できれば一層	の効	果

地方公表	共団体名	(長崎県)	長崎県 こども家庭課
人		1, 4	06, 076 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

※平成24年4月1日現在

88 #44 n± #0	ᄑᅄᄱ	0 0 1 0							
開始時期 ————	平成22年	2月1日							
委託理由	課題とな	福祉資金貸付金にっていることから と経験を有するサー るため。	、長	期納付	がない	等の不良	責権についる	て、専	門
委託内容	サービサ	サービサー名での納付の請求、回収、所在照会							
	自力執行	行権を 有する 債権		_	自力執	l行権を 有	しない債権		0
対象債権	詳細		<u> </u>					-11	
7330001	母子寡婦	母子寡婦福祉資金貸付金							
取扱い債権	件数	299	件	回収	債権	件数		188	件
(H23年度)	金額	105, 720	千円	(H234	年度)	金額	14,	839	千円
回収率				14.	00%				
委託費 (H23年度)				3, 56	1千円				
個人情報の 共有の範囲	借受人、	連帯借受人、連帯	保証	人に関	し、県	が把握して	ている全ての	の情報	Ž
メリット		回収が出来ていな 職員が不良債権以 る。							7消
		ーによる回収実績 単位での提出とな							
課題・問題		ステムへの打ち込						•••	
L	I								

地方公共団体	:名	(東京都)	東京都 用地部管理課
人口	I _{**}	13,	183, 139 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

8847 n+ #n									
開始時期	平成 1 5	年 4 月							
委託理由		の専門事業 体制を拡充			ることによ	り、専門組	知識に基づい ⁻	て回収る	を
委託内容					情権回収業 務、貸付事		責権管理業務、 務等。	収納st	<u></u> 金
		う権を 有す	る債権	Ē	— 自:	力執行権を	有しない債権	0)
│ │ 対象債権	詳細								
对 承 慎 惟		の施行に伴 例:公共事			≧貸付金 ニ伴う移転資	登貸付条 付金貸付条	列)		
取扱い債権 (H23年度)	件数 (人数)		539	件	回収債権 (H23年度))	448	件
正常債権含む全 債権	金額	_		千円	正常債権含む 債権	^{[]全} 金額	_	=	千円
取扱い債権 (H23年度)	件数 (人数)		220	件	回収債権 (H23年度)	(人数		124	件
上記のうち滞納 分	金額	_		千円	上記のうち港 分	^{帯納} 金額	_	=	千円
回収率	滞納分13	3. 2%							
委託費 (H23年度)	47, 63	3千円(実績	責)(委	託業和	务一式)				
個人情報の 共有の範囲	必要に応								
メリット	の提案など ②委託先が	専門性を発揮 中間に入るこ 滞納者に対し	■して対 ことで、	果的(債務)	こ回収を行え [、] 者が自己の経済	ている。 斉状況を冷静	著者の状況に応じ 神に判断できる面 うるため、きめ細	がある。	
課題・問題	単年度契	約では成果	を出し	こにく	い。				

団体名	(福岡県) 福岡県 福祉労働部
人口	5, 071, 623 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

平成24年4月1日現在]

開始時期	平成21	年10月							
理由		のノウハウを持つ に対する徴収の強						回収团	豆難
内容	滞納者へ	の催告文書の送付	力、電	話による	る催告	、居所調査	<u>*</u>		
	自力執行	行権を有する債権		_	自力幇	付権を有	しない債	権	0
対象債権		福祉資金の滞納債 以上償還がないも)うち、	当初契	約時の償還	還期限を≦	全て経過	<u>品</u>
取扱い債権	件数	900	件	回収值	責権	件数	_	-	件
(H23年度)	金額	266, 027	千円	(H23年	度)	金額	-	18, 527	千円
回収率			Н	23年度	Ę 7. C)%			
経 費		H 2 3 年度	5, 83	36千円(回収割	頁×30%×;	肖費税)		
個人情報の 共有の範囲	• 滞納状	・債務者に関する情報(住所、氏名、生年月日、電話番号) ・滞納状況に関する情報(滞納額、既償還額、貸付額、貸付開始時期、償 還期間、最終償還日など)							
メリット	・職員が	・これまで県の指導に応じなかった債務者からも回収があった。 ・職員が、滞納防止や滞納初期の債務者への指導に専念できるようになっため、滞納発生や滞納の長期化を抑止することができている。							
課題・問題	・回収困	難な滞納者を委言	もして	こいるため	め、償	還率は下降	条傾向にも	ある。	

団体	名	(福岡県)	福岡県 農林水産部 団体指導課
人	П	5, 07	1,623 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

平成24年4月1日現在]

開始時期	平成21年	10月						
理由		のノウハウを活用し	 ,、効果的	かつ合	理的な行	改を推進する) t= &).
内容	・滞納者及 ・連絡先不	#納貸付金の回収業務 ・滞納者及び連帯保証人に対する入金案内(文書・電話) ・連絡先不明滞納者への所在調査 ・返還計画の助言 ・滞納者からの問い合わせ ・報告書作成等						
	自力執行	行権を有する債権	-	自力幇	4.行権を有	しない債権	(0
対象債権		資金貸付金及び林業改 廃止し、1年以上入金(寸金債権				
取扱い債権	件数	3 1	* 回収	債権	件数		1	件
(H23年度)	金額	16, 599 T	円 (H23:	年度)	金額		300	千円
回収率			1.8	30%				
経費		95千円	(回収額	× 30%+	-消費税)			
個人情報の 共有の範囲	債務者の	住所、氏名、生年月	日、電話	番号、	滞納金額			
メリット		又事務に対する業務負 推者に対して接触を図					ことだ	がで
課題・問題		ナーへ業務委託してい との接触状況が不十分			 :L\.			

団(本 名	(福岡県)	福岡市 住宅管理課
人	\square_*	1, 4	76,316 人

内容	民間委託
担い手	サービサー

開始時期	平成18年	10日					
ואַן נייין דען וואן	平成10年10万						
委託理由	市営住宅を退去したものに係る滞納家賃の収納率の向上、及び、退去後に 滞納家賃を支払う者と支払わない者の間の不平等を是正し、社会的公平性 を図るため。						
委託内容	退去後3か月経過債権における滞納者への催告文書の発送、電話による支払 案内。						
	自力執行	行権を 有する 債権	_	自力幇	l行権を 有	しない債権	0
	詳細						
対象債権 市営住宅を退去した者に係る滞納家賃のうち、強制執行や無断退去によ 分納誓約をしていない者及び、分納誓約をしたが支払いがない者に係る 納家賃							
取扱い債権	件数	562	‡ │ 回収	債権	件数		— 件
(H21年度)	金額	104, 460 T	円 (H21:	年度)	金額	2, 8	330 千円
回収率			2.	7%			
経 費		1,189千円(収	ζ納金額×	40%+	税)(H21	年度)	
個人情報の 共有の範囲	回収に役	立つすべての情報					
メリット	・当初は債権回収業者に委託するといった通知を滞納者に送付することに より、徴収率の向上につながった。						
課題・問題	・サービサー業務の制限による収納率の低迷。 ・サービサー業界の自主ルールにおいて、委託を受けて一年経過した債権は支払いを拒否 しているとみなし、サービサーから返戻されるため、その取扱いに苦慮している。 ・自治法施行令では使用料の収納は私人に委託できるが、延滞金や退去費用や強制執行費 用は私人へ委託できない						

団 体 名	東久留米市 (東京都) 東久留米市 納税課	内容	民間委託
人 口*	114, 465 人	担い手	公益社団法人

開始時期	平成16年11月						
委託理由	限られた人員のなか、民間活力を利用し、低迷した徴収率を向上させるため。						
委託内容	滞納者に対する支払案内業務(電話催告)						
		行権を 有する 債権	0	自力幇	は行権を 有	しない債権	_
対象債権	詳細 市税・国保税(原則現年度分。ただし、現年度分と過年度分の両方滞納している場合は過年度分も含む)					帯納して	
取扱い債権	件数	<u> </u>	# 60 10		件数		— 件
以70、101年	金額	— 1		─ 回収債権 別			— 千円
回収率		_					
経 費 (H22年度)	5,850千円						
個人情報の 共有の範囲	滞納リスト(督促発送前に打ち出されるリスト)						
メリット	委託金額は安価 雇用対策(高齢者)につながっている。						
課題・問題	システム上で委託業者が交渉経過を閲覧できないため(個人情報保護のため)、電話対応の状況を職員が再度打ち込みしなければならない。						

参考資料(日本弁護士連合会)

弁護士による公金の債権回収業務事例

<u>1 受託債権例</u>

各種貸付金、住宅使用料、奨学金、学校給食費、補助金返還金、診療報酬、 生活保護費返還金、学童保育料

2 担当弁護士

東京三会、大阪、愛知県、三重など各弁護士会の会員による取組 例えば、東京は東京弁護士会自治体等法務研究部が受皿となって、同研究部 所属の弁護士が担当

3 弁護士による取組の意義と課題

- (1)意義
- ・歳入の確保、法令の遵守・公平性の確保、生活困窮者に対する配慮(納付相談、多重債務者)、放棄・免除・不納欠損処理の要件吟味
- (2)課題
- ・法令の理解と実行、債権管理条例の未制定ないし不備、住民を訴えることの抵抗感、費用(予算措置)、自治体の事務を理解した弁護士の養成

参考資料(日本弁護士連合会)

<u>4 具体的な取組事例</u>

業務内容

- 債務者への催告、納付相談、訴訟(和解に代わる決定、判決、取下)
- ・放棄・免除・不納欠損処理のための要件吟味と意見具申
- (1)東京都江戸川区
 - ①対象債権
 - ・未収の小口大量の貸付金案件
 - ②受任件数
 - 東京弁護士会自治体法務研究部が受任
 - ・初年度トライアル100件、第2年度200件、第3・4年度各1,000件、第5年度700件
 - ③費用
 - ・弁護士手数料は1件あたり3万5000円(訴訟まで)
 - ・督促費用、訴訟費用(印紙・切手代は別途予算措置)
- (2) 千葉県浦安市
 - ①対象債権
 - •奨学資金貸付金
 - ②受任件数
 - •平成20年度27件、平成21年度41件、平成22年度32件、平成23年度24件
 - ③弁護士手数料は1件あたり3万1500円(訴訟まで)
 - ・督促費用、訴訟費用(印紙・切手代は別途予算措置)

参考資料(日本弁護士連合会)

地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員※注① (平成25年1月現在 日弁連調べ)

地方公共団体名	所属部署		人数(人)
	総務局		7(2)
	労働委員会事務局		2(2)
21432 AIP		合 計	9(4)
特別区人事・厚生事務組合(東京都23区)	法務部		3(1)
町田市(東京都)	総務部法制課		1(1)
	政策局総合政策部政策法務課		1(1)
神奈川県	教育局支援教育部学校支援課		1(1)
		合 計	2(2)
厚木市(神奈川県)	総務部文書法制課		1(1)
逗子市(神奈川県)	総務部		1
千葉県	総務部政策法務課		1(1)
流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局		1(1)
栃木市(栃木県)	総務部		1(1)
名古屋市(愛知県)	緑政土木局農政課		1
名張市(三重県)	総務部兼市民部併任選挙管理事務局		1(1)
多気町(三重県)	総務税務課		1(1)
南伊勢町(三重県)	総務課		1(1)
松原市(大阪府)	総務部政策法務課		1(1)
和歌山県	県土整備部都市住宅局都市政策課		1
和歌山市(和歌山県)	総務部総務課		1(1)
兵庫県	企画県民部管理局文書課		1
	政策部		2(2)
	総務部兼政策部		2(2)
明石市(兵庫県)	総務部法務課兼総務課		1(1)
		<u>수</u> 함	5(5)
田原本町(奈良県)	総務部契約検査課		1
富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼債権管理対策室		1(1)
岡山市(岡山県)	保健福祉局障害福祉課福祉係		1
福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課		1(1)
古賀市(福岡県)	総務課政策法務係		1(1)
岩手県	総務部法務学事課		1(1)
宮城県	総務部私学文書課		1(1)
	the material of a series	総計	40(27)※注②③

[【]注】※注① 日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた任期付職員及び任期の定めのない職員の人数

[※]注②. 弁護士登録者、司法修習終了後の未登録者(10名)及び採用に伴う登録取消者(8名)を含む。

[※]注③()内は、任期付職員の人数(内数)である。

参考資料(日本司法書士会連合会)

- ■認定司法書士が存在する市区町村数 1,142団体(市区町村数の65.6%) (平成24年4月1日現在)
- ■認定司法書士の人数 14、383人 (平成24年9月3日現在 日本司法書士会連合会調べ)
- ■認定司法書士の推移

(平成16年5月1日、平成18年4月3日、平成19年4月2日、平成24年4月2日、他の年は4月1日現在)

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
6,351人	8,462人	9,242人	9,986人	10,880人	11,676人	12,415人	13,257人	13,898人

参考資料(日本司法書士会連合会)

- ■司法書士と地方公共団体との関わり
 - 〇公共嘱託登記司法書士協会 司法書士法第68条の規定により設立 狭隘道路の拡張や公営住宅の所有権移転などの嘱託登記などを受託
- ■債権回収業務の受託例
 - 〇民間住宅の賃料請求、売掛金請求、貸金返還請求、 敷金・保証金返還請求など
- ■受託件数
 - ○簡裁訴訟代理業務 104,690件 (平成23年取扱事件数)
 - 〇裁判外和解手続等 449,661件 (平成23年取扱事件数)
- ■生活再建支援
 - 〇生活保護に関する相談
 - 〇生活保護の受給申請同行支援
 - ○自死問題に関する相談研修

サービサーによる公金の債権回収業務事例

取り扱い債権	債権の例示	業務内容
特定金銭債権	貸付金 (具体的な債権種類の一例) ・高度化事業貸付金 ・移転資金等付金 ・住宅資金等貸付金 ・育英子ののでは、 ・育ののでは、 ・育ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自ののでは、 ・自のでは、 ・。 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・自のでは、 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。 ・。	·請求·回収 ·担保処分 ·民事訴訟手続等 ·居所調査
非特定金銭債権	・固定資産税等の地方税 ・医業未収金 ・公営住宅の家賃	・自主的納付のお知らせ

1 サービサーを取り巻く環境

サービサーの社会的使命は、当初目的の金融機関の不良債権処理に対して一定の成果をあげた。今後も金融円滑化法の最終期限が近づくなか、サービサーへの期待はますます高まってきている。一方で、サービサーの取り巻く環境・社会的使命が「債務者保護」「債務者の権利重視」に変わってきたことから、サービサーにおいては更なる内部統制の強化、法令遵守態勢の確立が求められている。今後は多様な社会のニーズを汲み取り、債務者保護の観点にも配慮しながら、一層の社会的役割を果たしていくことが期待されている。

2 全国サービサー協会の取組み

平成22年7月の法務省「債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン」改正を機に、サービサー業界の社会的信頼向上のため、平成23年6月に「サービサーの業務運営に関する自主ルール」を全面的に見直し、改正を行った。平成24年以降も業界全体として「自主ルール」の徹底・定着化を図るとともに、自主的改善機能の強化に取組んでいるところである。

サービサー協会の規定する自主ルール(行為規制)(抜粋)

項目	自主ルール及び自主ガイドライン(正当な理由のある場合を除く)	正当な理由
法令の遵守	法令遵守状況について企業規模に応じた検証体制を構築している。	
社内態勢の整備	より相手の立場に立って行為の妥当性を判断している。 任意売却時の留意事項 ①不動産業者への情報提供につき所有者の同意を得ている。 ②物件の売却条件成立時において所有者の売却意思を確認している。 ③物件の売却条件成立時において売却後の残債務の説明を行なっている。 交渉窓口の留意事項 担当者が長期休暇の際や担当者交代時には誰と連絡を取ればいいのか明確にしている。	
暴力的言動	大声を挙げ又は乱暴な言葉を使うなどの暴力的な言動はしていない。	
多人数による面談等	債務者等との面談時には債務者等1人に対し概ね2名以下で対応 している。	債務者等を威圧することがないこと が明確な場合。
電話等による連絡	午後9時から午前8時までの時間帯には債務者等との接触を避けている。	債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡を取るための合理的な方法が他にない場合等。
夜間の訪問	午後9時から午前8時までの時間帯には債務者等との接触を避けている。	債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡を取るための合理的な方法が他にない場合等。

サービサー協会の規定する自主ルール(行為規制)(抜粋)

項目	自主ルール及び自主ガイドライン(正当な理由のある場合を除く)	正当な理由
反復、継続した連絡等	電報の送達は削回送付又は送信から4日以上空けている。 ファクシミリの送信け前向送付またけ送信から4日以上空けている。	債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡を取るための合 理的な方法が他にない場合等。
連絡時期等の申し出	債務者等が連絡時期等を申し出ている場合、同申し出が不合理な ものでない限り、債務者等の意向を尊重している。	同申し出に従っていたにもかかわら ず、債務者等と連絡が取れない場合 等。
つきまとい行為	公道その他の場所において債務者等につきまとってはいない。	
プライバシー事項の 開示	債務者等の借入に関する事実その他プライバシーに関する事項等 を手段のいかんに問わずあからさまにしてはいない。	
勤務先等への連絡、 訪問等	勤務先への架電及び訪問等を望まない旨の意思を表明している者 に対して勤務先へ架電及び訪問等をしていない。	債務者等の自発的な承諾がある場合や債務者等と連絡を取るための合理的な方法が他にない場合等。
要求に応じた退去	退去を要求された場合は速やかに当該場所から退去している。	

お問い合わせ

内閣府・公共サービス改革推進室

03-5501-1876